

令和5年
4月号

濱田会計事務所通信

令和5年4月1日発行 Vol.68

今回も消費税の適格請求書等保存方式（インボイス方式）についての解説です。インボイスは本当に複雑であるため、取引の事例ごとに理解しておくべきことが、挙げればきりがなくあります。

ただでさえ複雑な消費税法がさらに複雑になっているため、正確に処理することは非常に困難です。

少しでも事前に理解しておきましょう。

適格請求書等
保存方式
(インボイス方式)



請求書等の宛名が支払者と違う場合

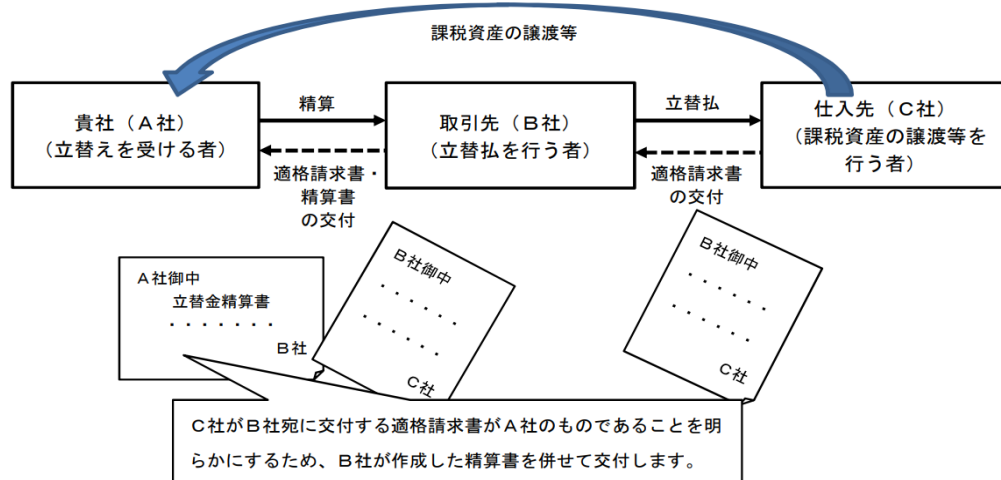
会社の経費を代表者が個人で精算し、適格請求書等の宛名が会社ではなく代表者個人である場合、例えその請求書等に登録番号など必要事項がすべて記載されていたとしても、宛名が会社ではないのでその会社の適格請求書等とはならず、その支払いは仕入税額控除の対象とはなりません（その支払いが不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引の場合は宛名は不要なので、この場合は問題ありません）。

また、立て替えた経費の金額をそのまま取引先に請求して精算する場合も、その適格請求書等の宛名が立て替えた事業者の名称の場合は同様の問題が生じます。

下図の場合、A社がB社に経費を立て替えてもらいB社からC社に支払いが行われた際、C社からB社宛に交付された適格請求書をA社がB社からそのまま受領したとしても、これをC社からA社に交付された適格請求書とすることはできません。

この場合は、立替払を行ったB社から立替金精算書等の交付を受けるなどにより、経費の支払先であるC社から行った課税仕入れがA社のものであることが明らかにされている必要があります。A社は、C社からB社宛での適格請求書と、B社からの立替金精算書等の書類の保存をもって、C社からの課税仕入れに係る請求書等の保存要件を満たすこととなります（インボイス通達4-2）。

【立替金の取引図】



口座振替・口座振込により家賃を支払った場合の適格請求書等

契約書に基づき代金決済が行われ、取引の都度、請求書や領収書が交付されない取引であっても、仕入税額控除を受けるためには、原則として適格請求書の保存が必要です。

適格請求書は、一定期間の取引をまとめて交付することもできますので、貸主から一定期間の賃借料についての適格請求書の交付を受け、それを保存することによる対応も可能です。

なお、適格請求書として必要な記載事項は、一の書類だけで全てが記載されている必要はなく、複数の書類で記載事項を満たせば、それらの書類全体で適格請求書の記載事項を満たすことになります。契約書に適格請求書として必要な記載事項の一部が記載されており、実際に取引を行った事実を客観的に示す書類とともに保存しておけば、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。

具体的には、適格請求書の記載事項の一部（例えば、課税資産の譲渡等の年月日以外の事項）が記載された契約書とともに通帳（課税資産の譲渡等の年月日の事実を示すもの）を併せて保存することにより、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。

また、口座振込により家賃を支払う場合も、適格請求書の記載事項の一部が記載された契約書とともに、銀行が発行した振込金受取書を保存することにより、請求書等の保存があるものとして、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。

このように取引の都度、請求書等が交付されない取引について、取引の途中で貸主が適格請求書発行事業者でなくなる場合も想定され、その旨の連絡がない場合には借主はその事実を把握することは困難となります（適格請求書発行事業者以外の者に支払う取引対価の額については、原則として、仕入税額控除を行うことはできません）。

そのため、必要に応じ、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で相手方が適格請求書発行事業者か否かを確認してください。

（参考）令和5年9月30日以前からの契約について

令和5年9月30日以前からの契約について、契約書に登録番号等の適格請求書として必要な事項の記載が不足している場合には、別途、登録番号等の必要事項の通知を受け、契約書とともに保存していれば差し支えありません。



事務所からのお知らせ

過去の事務所通信はホームページにも掲載しています。また、メールマガジンとして同内容を配信していますので、配信をご希望の方はご連絡下さい。YouTube 動画配信もしておりますので、右のQRコードより是非御覧下さい。

【最近の動画】

- ・証券会社に強く勧められた投資信託を1年半所有した結果
- ・マイナンバーカードで戸籍の附票を取ってみた
- ・1分で分かる決算書の見方



YouTube
チャンネル



濱田会計事務所

〒670-0053

兵庫県姫路市南車崎2丁目4-13

TEL : 079-229-9041

Fax : 079-229-9049

E-Mail : info@hamadakaikei.jp

URL : http://hamadakaikei.jp

会社のこと、事業のこと、
相続のこと・・・
一緒に考えましょう！

